

令和2年度 第4回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和2年8月20日
と ころ：KKRニュー芙蓉

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(答申)
- (2) 特定最低賃金改正決定について(諮問)
- (3) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (4) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (5) その他

3 閉 会

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第4回本審議会)

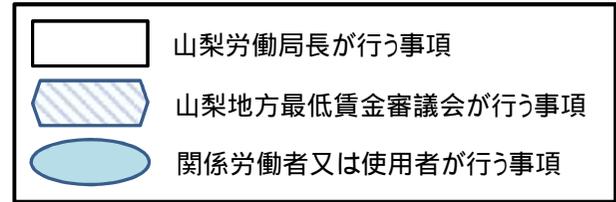
令和2年8月20日

令和2年度 山梨県最低賃金第4回審議会（8/20）

配布資料目次

1	最低賃金決定の仕組み	1
2	最低賃金法（抜粋）	3
3	最低賃金審議会令（抜粋）	5
4	令和2年度最低賃金改正等の推進について	7

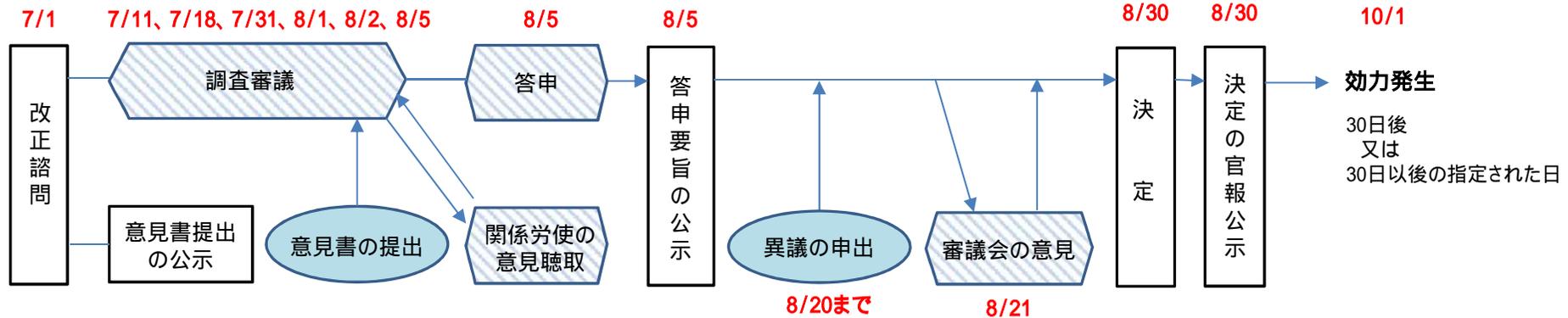
最低賃金決定の仕組み



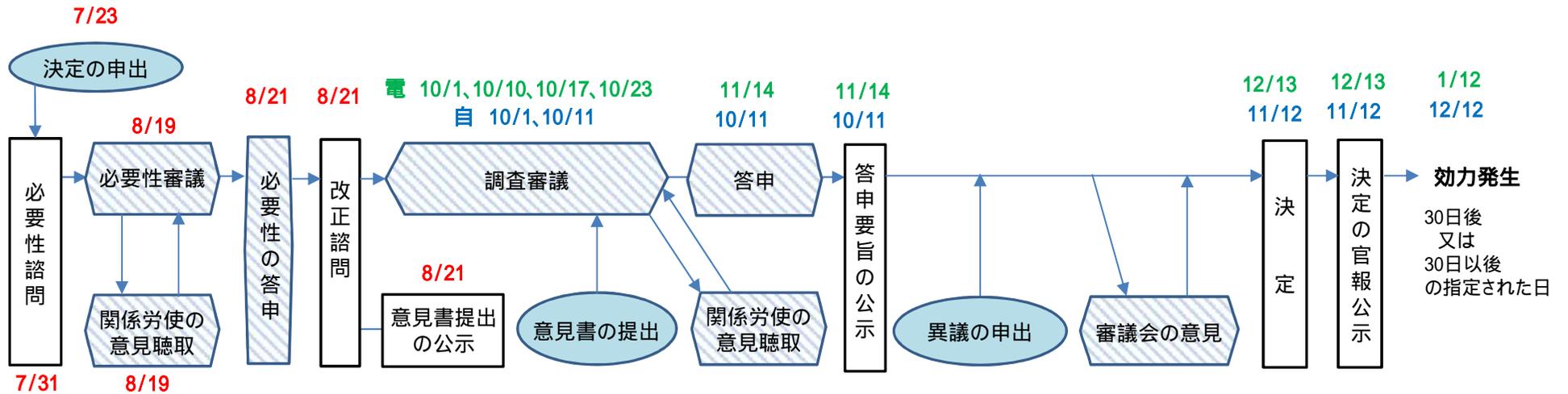
審議会方式による最低賃金

(月日は令和元年度の日程)

1 地域別最低賃金



2 特定最低賃金



(注) 審議会方式で、労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。

最低賃金法（抜粋）

第25条（専門部会等）

最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

（以下、省略）

最低賃金審議会令(抜粋)

第3条(委員の推薦)

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

- 2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

第6条(最低賃金専門部会)

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

(第2項、第3項省略)

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに相当でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

令和2年度 最低賃金改正等の推進について

令和2年3月18日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に係る代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回 - 辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回 - 改正等に関する賃金状況等の審議

第3回 - 改正額に関する審議

予備日 - 改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下

「中賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会(以下「特定最賃検討委員会」という。)

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

(1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態(本年6月分)

(2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性(生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較)に関する資料及び消費者物価指数の推移

(3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態

(4) 新規学卒者の初任給の状況

(5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況

(6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。